

「令和6年度 道路整備効果検証業務委託」
受託候補者特定に係る実施要領

(趣旨)

第1条 道路局入札参加資格審査・指名業者選定委員会要綱（以下「要綱」という。）第10条第1項第5号の規定に基づき、「令和6年度 道路整備効果検証業務委託」をプロポーザル方式により受託候補者を特定する場合の手続き等については、横浜市委託に関するプロポーザル実施取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）及び横浜市委託に関するプロポーザル方式運用基準に定めがあるもののほか、この実施要領に定めるものとする。

(審議事項)

第2条 要綱第10条第1項第5号に定められた審議事項は、次のとおりとする。

(1) プロポーザル方式の実施に関する審査

- ア 提案書提出者の資格要件
- イ 評価基準
- ウ 提案書の内容
- エ その他必要と認める事項

(2) 受託候補者の特定に関する審査

- ア 評価及び評価委員会の設置
- イ 受託候補者の特定
- ウ 評価結果の通知
- エ その他必要と認める事項

(実施の公表)

第3条 実施の公表にあたっては、実施要領、提案書作成要領、提案書評価基準及び業務説明資料等により、次の各号に掲げる事項について明示するものとする。

- (1) 当該業務の概要・基本計画等
- (2) プロポーザルの手続
- (3) プロポーザルの作成書式及び記載上の留意事項
- (4) 評価委員会及び評価に関する事項
- (5) その他必要と認める事項

(提案書の内容)

第4条 提案書は、次の各号に掲げる事項について作成するものとし、様式などは、別に定める。

- (1) 業務実績
- (2) 当該業務の実施方針（業務実施体制、予定技術者の経歴等）
- (3) 当該業務に関する具体的な提案

(4) その他当該業務に必要な事項

(評価)

第5条 プロポーザルを特定するための評価事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 業務経験及び業務実施能力等
- (2) 業務実施計画の妥当性・実現性等
- (3) 当該業務に対する理解・妥当性・実現性等
- (4) その他、当該業務に対する意欲等

2 プロポーザルの評価にあたって、提案者にヒアリングを行うものとする。

3 提案書の内容及びヒアリング結果を基に、当該業務に最も適した者を特定する。

4 特定、非特定に関わらず、各々の提案者の評価結果については、その提案者に通知する。

(プロポーザル評価委員会)

第6条 評価委員会は、次の各号に定める事項について、その業務を行う。

- (1) 評価の着眼点、評価項目及びそのウェイト並びに評価基準に関する助言
- (2) 提案書及びヒアリングによる評価
- (3) 評価の集計及び報告

2 評価委員会には委員長、副委員長、委員を置き、次のとおりとする。

委員長　　横浜市道路局建設部長

副委員長　横浜市道路局計画調整部長

　　横浜市道路局計画調整部事業推進課長

　　横浜市道路局計画調整部企画課長

　　横浜市道路局建設部建設課長

　　横浜市道路局横浜環状道路調整課長

3 委員長に事故等があり、欠けたときには、副委員長がその職務を代理する。

4 評価委員会は、委員の5分の4以上の出席がなければ開くことができない。

5 評価委員会を欠席した評価委員の評価は、採点に含めないこととする。

6 評価が同点となった場合、上位者を決定させるために、技術提案書評価基準の評価事項のうち、以下の項目順で点数比較を行う。なお、上位者が決まった段階で、それ以下の項目での比較は行わない。

- (1) 業務実施方針等
- (2) 業務実施体制
- (3) その他

7 委員長は、評価結果を道路局第一入札参加資格審査・指名業者選定委員会に報告するものとする。

8 評価委員会は、非公開とする。

(参加資格確認の通知)

第7条 取扱要綱第11条により選定されなかった旨の通知を受けた応募者は、書面により選定されなかった理由の説明を求めることができる。

なお、書面は本市が通知を発送した日の翌日起算で、市役所閉庁日を除く5日後の午後5時15分までに参加意向申出書提出先まで提出しなければならない。

2 前項により説明を求められたときは、本市が書面を受領した日の翌日起算で、市役所閉庁日を除く5日以内に説明を求めた者に対し書面により回答する。

(評価結果の通知)

第8条 取扱要綱第17条第2項により特定されなかった旨の通知を受けた応募者は、書面により特定されなかった理由の説明を求めることができる。

なお、書面は、本市が通知を発送した日の翌日起算で、市役所閉庁日を除く5日後の午後5時までに提案書提出先まで提出しなければならない。

2 前項により説明を求められたときは、本市が書面を受領した日の翌日起算で、市役所閉庁日を除く5日以内に説明を求めた者に対し書面により回答する。

附 則

この要領は、令和6年7月10日から施行する。